

アスベスト分析調査補助の交付申請時の添付書類について

別紙5

補助金交付申請書(様式1)を提出する際に、次の書類を一緒に提出して下さい。

■は必ず提出する書類、□は必要に応じて提出する書類です。

※各種の証明書等の取得には申請手数料が必要です。

* 法務局で取得するもの

■ 登記事項証明書

(建物の全部事項証明。サンプル裏面参照)

小倉北区, 小倉南区, 戸畑区, 門司区の場合
→福岡法務局 北九州支局(北九州市小倉北区内5番1号)
若松区, 八幡東区, 八幡西区の場合
→福岡法務局 八幡出張所(北九州市八幡西区樋口町7番1号)

* 分析機関から取得するもの

■ 見積書

■ 調査仕様書

■ 調査者の登録証(写し)

建築物石綿含有建材調査者講習の修了者から選んで下さい。
<https://www.iesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>

* 各区役所で取得するもの

■ 納税証明書

申請者の“北九州市”の納税証明書(申請日の3ヶ月以内に発行された滞納のないことを証するもの)が必要です。

税務課(小倉北区及び八幡西区は、市税事務所市民税課)

□ 戸籍謄本

建物所有者死亡の場合、建物所有者の出生から死亡までの戸籍にて相続人を確認するために必要です。

区役所市民課・出張所・行政サービスコーナー・その他市町村※

※本籍地の市町村でしか取得できませんので、ご注意ください。

* その他の必要書類

■ 対象建築物の写真(全景、対象部位・状況等が確認できるもの)

■ 対象建築物の付近見取り図

■ 対象建築物の簡易な平面図等

■ 事業費財源表(様式第19号)

■ 確認事項

□ 補助金交付申請者(法人)代表者・役員リスト 様式第15号※申請者が法人の場合。

□ 代理受領予定届

様式第22号※補助金の請求等を分析機関に委任させる場合。

□ 代行届

様式第18号※申請等、手続きを第三者に代行させる場合。

□ 補助金交付申請同意書

様式第20号※申請者と建物所有者が異なる場合等。

□ 紛争等が生じた場合の誓約書

様式第21号※上記の場合で同意書が揃わない場合。

※窓口に来られた方(補助金申請者又は代行者)の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

ご不明な点は、建築指導課(093-582-2531)にお尋ねください。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成	不動産番号
所在図番号	余白			
所在	北九州市門司区 ○町 A 番地			余白
家屋番号	番の3			余白
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗・倉庫 ・事務所・ 居宅・機械 室	鉄骨造陸屋根6階建	1階	110.00	昭和53年10月14日新築
		2階	110.00	
		3階	110.00	
		4階	110.00	
		5階	110.00	
		6階	10.00	
余白	余白	余白 合計560.00 ※合計面積は計算が必要です		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		所有者 北九州市門司区 株式会社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記
2	所有権移転		原因 平成 所有者 北九州市門司区 号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定		
2	根抵当権設定		